

射水市新型インフルエンザ等対策行動計画 - 概要版

市行動計画作成の目的

新型インフルエンザ等（新型インフルエンザ及び新感染症）は大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されており、これらが発生した場合には国全体の危機管理としての対応が必要であることから、平成25年4月に「新型インフルエンザ等対策特別措置法」が施行された。

本市においても、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進することを目的に、特措法で規定された事項を踏まえ、国及び富山県行動計画に基づき、市行動計画を作成した。

第1章 はじめに

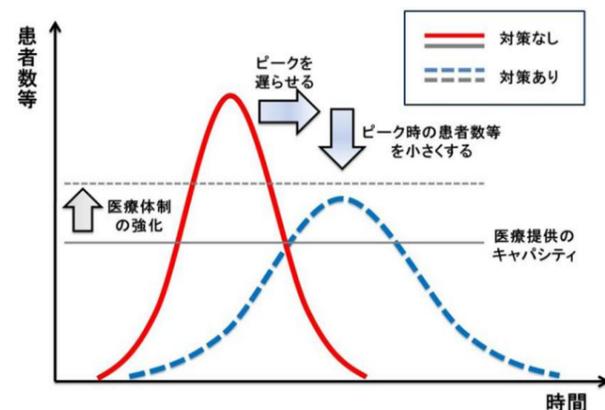
1 市行動計画の位置付け	特措法の規定により県行動計画に基づき作成
2 対象となる感染症	(1) 新型インフルエンザ等感染症（感染症法第6条第7項） ・ 新型インフルエンザ・再興型インフルエンザ (2) 新感染症（感染症法第6条第9項）

第2章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

《新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略》

市民の多くが罹患し、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合、医療提供のキャパシティを超えてしまうということを念頭に次の2点を主たる目的として対策を講じる。

- 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する
- 市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする



《発生段階の考え方と市の発生段階》

感染の段階に応じて対応が異なることから、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、予め発生段階を設け、各段階で想定される状況に応じた対応方針を定める。

市の発生段階	状態
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
国内発生早期以後、県内・市内未発生期	県内（市内）で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態
県内・市内発生早期	県内（市内）で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
県内・市内感染期	県内（市内）で患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態（感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期）
小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

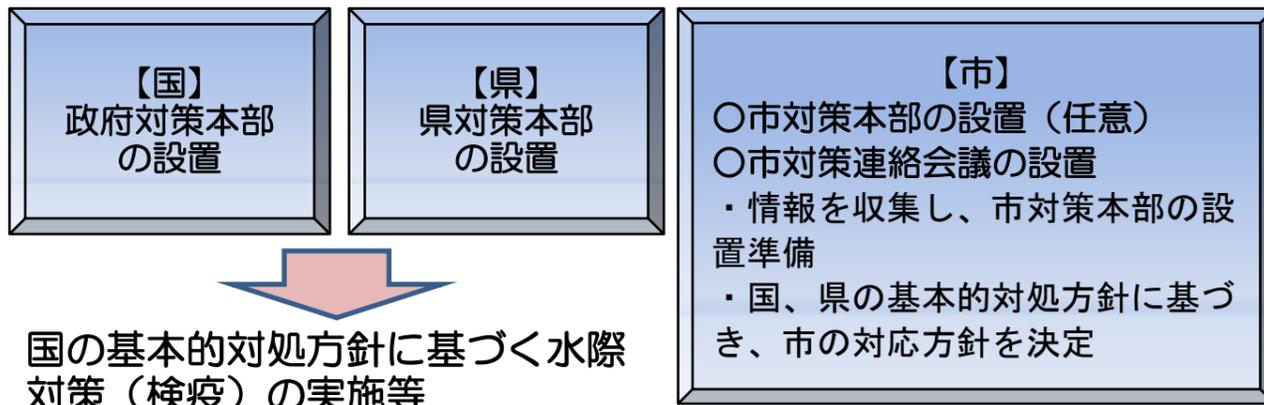
第3章 各段階における対策

発生段階	市行動計画の発生段階					
	未発生期	海外発生期	国内発生早期以後、県内・市内未発生期	県内・市内発生早期	県内・市内感染期	小康期
主な対策	○市行動計画、マニュアル等の見直し ○国、県等との連携強化	○情報収集及び市対策本部設置の準備 ○市対策連絡会議の設置（随時）	市対策本部の設置【適宜開催】	市対策本部の設置【適宜開催】	市対策本部の設置【適宜開催】	○国、県対策本部の廃止に伴い、市対策本部を廃止
実施体制			【緊急事態宣言がされている場合】 ・ 市対策本部の設置（特措法第34条）			
			市対策連絡会議の設置【適宜開催】			
サーベイランス・情報収集	○小・中学校等の集団発生等の状況把握 ○国、県等から新型インフルエンザ等対策の情報収集	体制の強化及び状況の把握	体制の強化及び状況の把握	体制の強化及び状況の把握	○患者の増加に伴い全数把握の中止	○通常時の小・中学校の集団発生等の状況把握 ○第2波の発生に備えた国内外の情報収集
情報提供・共有	○市民への継続的な情報提供 ○広報体制の整備	各発生段階に応じた情報提供（分かりやすく、リアルタイムに）	各発生段階に応じた情報提供（分かりやすく、リアルタイムに）	各発生段階に応じた情報提供（分かりやすく、リアルタイムに）	各発生段階に応じた情報提供（分かりやすく、リアルタイムに）	○第1波の終息と第2波発生の可能性等の情報提供 ○相談窓口の縮小と相談内容の取りまとめ
予防・まん延防止	○感染予防策の普及啓発 ○特定接種・住民接種体制の構築	○感染予防策の注意喚起 ○特定接種の情報収集、実施 ○住民接種の準備	感染予防策の勧奨 特定接種及び住民接種の実施	感染予防策の勧奨 特定接種及び住民接種の実施	感染予防策の勧奨 特定接種及び住民接種の実施	○必要に応じた住民接種の実施
			【緊急事態宣言がされている場合】 ・ 外出自粛の要請（特措法第45条） ・ 施設の使用制限の要請（特措法第45条） ・ 職場での感染予防策の徹底の要請（特措法第24条） ・ 臨時の予防接種（特措法第46条）			
医療	○地域医療体制の整備 ○県内・市内感染期に備えた医療の確保	○診断・治療に資する情報等の医療機関への提供	継続的な情報等の提供	継続的な情報等の提供	継続的な情報等の提供	○通常の医療体制への変更
					○在宅で療養する患者への支援 【緊急事態宣言がされている場合】 ・ 国、県が行う臨時の医療対策への協力	
市民生活・市民経済の安定の確保	○要援護者の把握と具体的手続き等の検討 ○火葬能力及び一時安置場の把握、検討 ○必要な物資、資材の備蓄等	○職場における感染対策の準備要請 ○火葬能力の限界時に備えた一時安置場所確保の準備	職場における感染対策開始、事業継続の要請	職場における感染対策開始、事業継続の要請	職場における感染対策開始、事業継続の要請	○状況に応じて緊急事態措置の縮小・中止
			○消費者として適切な行動の呼びかけ及び事業者に対する買い占め、売り惜しみ等に関する要請	継続的な呼びかけ及び要請	継続的な呼びかけ及び要請	
					【緊急事態宣言がされている場合】 ・ 水の安定的かつ適切な供給 ・ 生活関連物資等の価格の安定に関する要請 ・ 要援護者への生活支援 ・ 埋葬、火葬の特例	

『新型インフルエンザ等対策特別措置法』に基づく新型インフルエンザ等発生時の流れ

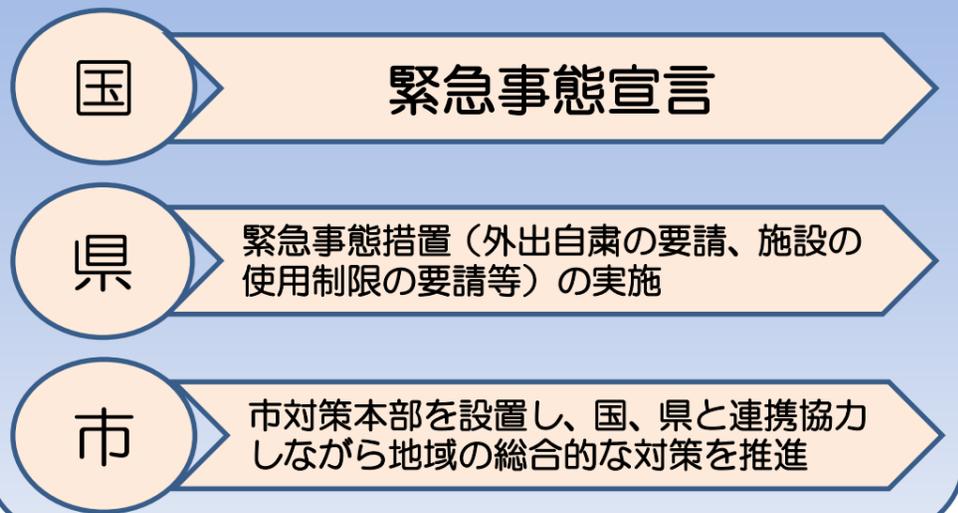
新型インフルエンザ等発生

海外で発生（病原性が不明な段階）



国内で発生（病原性等の情報）

病原性等が強い恐れがある場合



緊急事態宣言がされていない場合



緊急事態措置以外の対策を実施

新型インフルエンザ等緊急事態宣言時の国、県、市の主な緊急事態措置

【国】	【県】	【市】
<ul style="list-style-type: none"> ○まん延の防止に関する措置 ・住民に対する予防接種の実施指示 ○国民生活及び国民経済の安定に関する措置 ・ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等の緊急物資の運送要請・指示 ・特定物資の売渡しの要請・収用 	<ul style="list-style-type: none"> ○予防接種実施への協力 ○まん延の防止に関する措置 ・外出自粛の要請 ・学校等の施設や興行場、催物の制限等の要請・指示 ○国民生活及び国民経済の安定に関する措置 ・ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等の緊急物資の運送要請・指示 ・特定物資の売渡しの要請・収用 ○医療等の提供体制の確保に関する措置 ・病院や医薬品販売業者等である指定（地方）公共機関における診療、薬品等の販売・臨時の医療施設の開設、土地等の使用 ○緊急時の埋葬・火葬に関する市への要請・指示 	<ul style="list-style-type: none"> ○予防接種の実施 ・住民に対する予防接種
<p>県が行う対策に協力・連携し対策を講じる。</p>		

【市の主な新型インフルエンザ等の対策】

- 市民等への適切な情報提供
- まん延の防止
 - ・特定接種の実施への協力
 - ・住民に対する予防接種の実施
- 市民生活・市民経済の安定に関する措置
- 要援護者対策
- 風評被害対策